

組合・中小企業を  
応援します！

# 月刊中央会



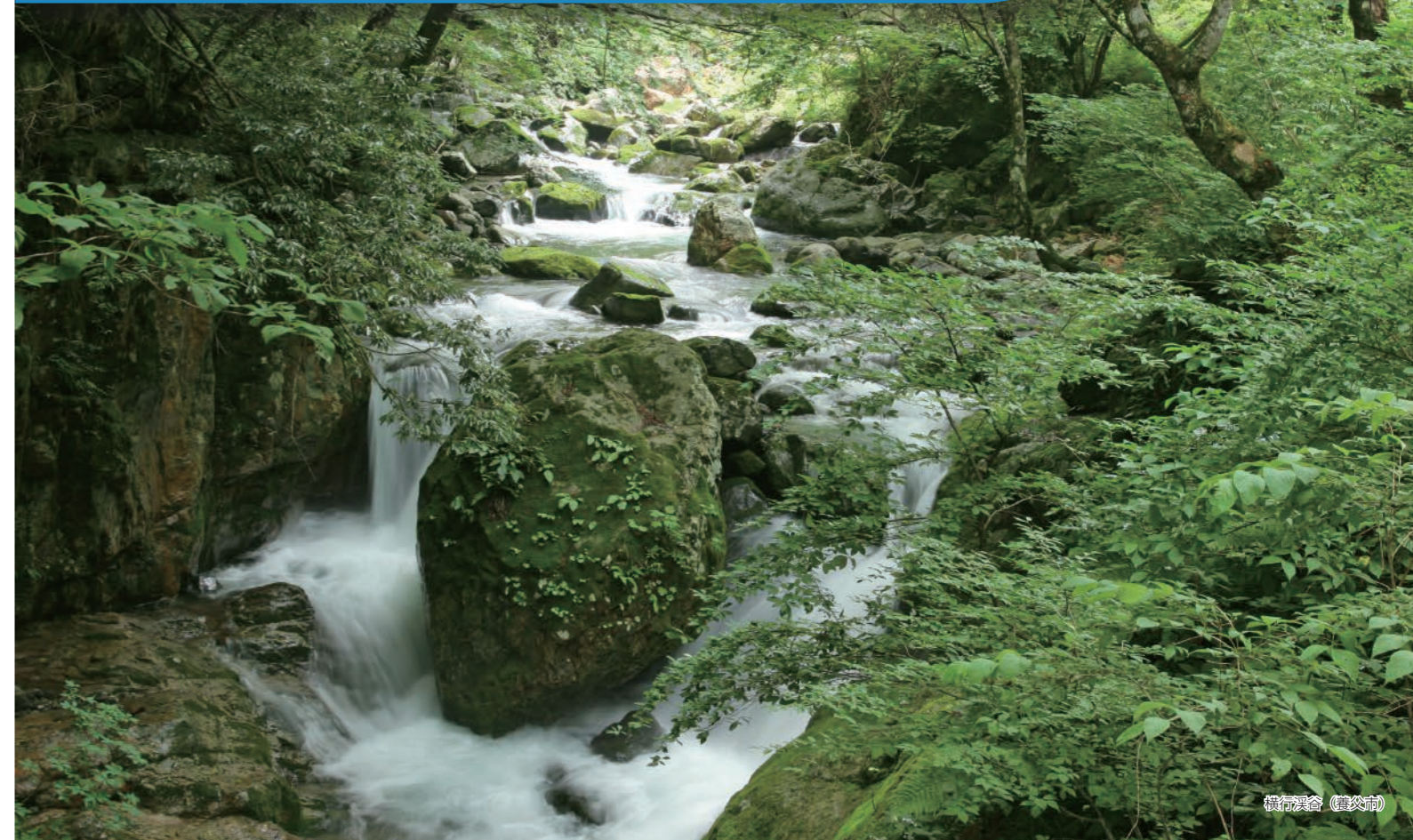
動く つなぐ 結ぶ  
組合・中小企業を  
サポート

## 2020 | August 第751号 8

令和2年8月5日号 (毎月1回5日発行)

月刊中央会  
751 (オ)

兵庫県中小企業団体中央会時報 第751号 2020年8月5日号 (毎月1回5日発行)  
発行所/兵庫県中小企業団体中央会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号兵庫県民会館3階  
本誌は組合等情報提供事業として発行しております。購読料/部30円(会員の購読料は会費に含まれています) TEL: 078-33312045



横濱深谷 (横濱市)

### 中央会からのお知らせ

中小企業向け資金繰り支援内容一覧(6/15時点) 小・中規模事業者向け 経済産業省 中小企業庁

要件	受けられる支援	相談窓口	概要
売上高20%以上減少なら	実質無利子	日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	・中小事業最大2億円、国民事業最大4000万円(別枠) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・当初3年間利子補給
売上高15%以上減少なら		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	・最大2億円(別枠) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・当初3年間利子補給
売上高5%以上減少なら	低利融資	お近くの民間金融機関 (セーフティネット保証4号、危機関連保証)	・最大4000万円、当初3年間利子補給 ・融資期間10年、うち据置5年以内 ・信用保証協会利用にかかる保証料ゼロ
売上高15%以上減少なら		日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	・中小事業最大2億円、国民事業最大4000万円(別枠) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・当初3年間基準金利▲0.9%
売上高5%以上減少なら	保証料補助	商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	・最大2億円(別枠) ・設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・当初3年間基準金利▲0.9%
売上の減少幅に関係なく		お近くの民間金融機関 (セーフティネット保証5号)	・最大4000万円 ・融資期間10年、うち据置5年以内 ・信用保証協会利用にかかる保証料を1/2補助
スタートアップ・再生支援等	資本性劣後ローン	日本政策金融公庫 (セーフティネット貸付)	・中小事業最大7.2億円、国民事業最大4800万円 ・設備15年、運転8年、うち据置3年以内 等
スタートアップ・再生支援等		日本政策金融公庫 (コロナ資本性劣後ローン)	・中小事業最大7.2億円(別枠) ・国民事業最大7200万円(別枠) ・貸付期間5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還)
スタートアップ・再生支援等	資本性劣後ローン	商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	・最大7.2億円(別枠) ・貸付期間5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還)

▶詳しくはこちら: <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#01>



### 兵庫県中小企業融資制度

#### ① 新型コロナウイルス感染症対応資金

- 対象者** セーフティネット保証(4号、5号)、危機関連保証の認定を取得した中小企業者、個人事業主
- 信用保証料** 通常0.85%・1.05%から減免あり
- 利率** 当初3年間 0% (4年目以降0.7%)
- 期間** 10年(据置5年)以内
- 限度額** 4,000万円
- 資金用途** 設備・運転資金のほか、信用保証付融資の借換資金(本制度への借換により既存県融資制度の利用者や県融資制度以外の信用保証付融資の利用者も当初3年間の無利子化や保証料の減免が可能です!)

#### (利子・保証料の減免要件について)

- ・個人事業主(小規模企業者)で売上減少5%以上: 当初3年間無利子・保証料0
- ・上記を除く、中小企業者で売上減少15%以上: 当初3年間無利子・保証料0
- ・同上(売上減少5%以上15%未満): 保証料1/2

#### ② 新型コロナウイルス感染症保証料応援貸付

- 対象者** セーフティネット保証(4号、5号)、危機関連保証の認定を取得した中小企業者、個人事業主
- 信用保証料** 信用保証料: 0% (0.8%を県が全額補助)
- 利率** 年0.7% (固定)
- 期間** 10年(据置2年)以内
- 限度額** 5,000万円
- 資金用途** 運転・設備資金

兵庫県の制度融資に関すること>

兵庫県産業労働部地域金融室 平日 9:00 ~ 17:30 TEL: 078-362-3321

▶兵庫県融資制度についてはこちら

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/ie05\\_000000031.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr08/ie05_000000031.html)



## 特集 2019年度連携組織活路開拓調査・実現化事業(成果報告) ~中央会支援事業で取組んだ内容を紹介~ VOL2

### ■中央会事業

- ◇第4回新商品・新サービス合同記者発表会(プレスリリース)参加企業のご紹介
- ◇プレスリリースセミナー開催
- ◇国際フロンティア産業メッセ2020 ~16社・団体がグループ出展します~

### ■中央会からのお知らせ

新型コロナウイルスの感染症拡大を踏まえた総(代)会・理事会運営のポイント

### ■情報レポート

県内中小企業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、製造業・非製造業ともに、依然として厳しい状況が続く

### ■中央会事業(先進事例)

テーマ:情報発信  
一販促活動のIT化の必要性を発信し組合員事業の発展に寄与!!  
(兵庫県自動車整備商工組合)

### ■広告

組合・関係機関等暑中見舞い広告

### ■お知らせ

ひょうごワークシェアサイトのご案内

### ■お知らせ

新型コロナウイルス感染症対策  
一中小企業向け支援策一

### ■中央会からのお知らせ

- ◇中小企業向け資金繰り支援内容一覧 一小・中規模事業者向け一(6/15時点)
- ◇兵庫県中小企業融資制度



兵庫県中小企業団体中央会  
<https://www.chuokai.com>

# 2019年度連携組織活路開拓調査・実現化事業(成果報告) ～中央会支援事業で取組んだ内容を紹介～ VOL.2

## テーマ 「2019年度日本コワーキング白書」編纂発行

### ～日本のコワーキング事業の実態を調査した資料の作成～



近年、国内でもコワーキングスペースの開業が相次ぎ、都市部に限らず地方でも開設されるようになってきている。それに合わせて、コワーキングスペースの開業、運営に関して当組合に問い合わせや相談があり、その都度無償で対応している。そもそもコワーキングスペースの情報を検索できるウェブサイトは数件存在するが、主に所在地、利用料金、設備等の利用者への情報提供のものであり、業界の歴史や実情を調査し、既存の運営者のみならずこれからコワーキングスペースを開業しようとする者、あるいは行政、教育機関、企業等にとって有益な資料がない。よって、これからの日本のワークスタイルに重要な役割を担うコワーキングの普及と発展のために役立つ資料が必要であることから「コワーキング白書」編纂発行を行うこととなった。

まず、海外の調査事例を参考にアンケート調査項目の選定、調査方法、データ分析、刊行物とする方法について検討した。結果、継続的にコワーキングスペースの実態調査を行うためのウェブサイトを開発し、データベースを構築し、コワーカーとコワーキングスペースを対象にアンケート調査を実施することとなった。加えて、業界の主要な運営者を選定し、インタビュー・取材も行った。

### ～アンケート調査で実態が明らかに～

アンケート結果に基づいて現状分析したデータおよび取材記事は、文書にまとめ、刊行物として構成し、印刷した。刊行物は、ウェブ上でも読めるようにウェブサイト(<https://coworkingpress.com/>)も制作した。刊行物の発行に際しては、今回のメディアの広報を兼ねたコワーキング情報共有のイベントを、Zoomを利用し、ネット上で開催した。



### ～定期的にコワーキング業界の情報を発信～



ウェブメディアをネット上に開設し、定期的に紙媒体の刊行物にまとめて出版するというスタイルは、取材記事の対象となる各地のコワーキング関係者、今後、開業を考えている事業者、および、コワーキングスペース利用者に当組合の存在を広く認知せしめるのに効果があった。また、継続的にコワーキング状況を発信することを高く評価いただいた。

アンケート調査については、年間を通じて時節に応じたテーマを適宜選定して実施することに期待が寄せられた。また、コワーキング業界の中から調査テーマを提案いただき、結果を共有することで、業界の連携、および協業関係を促すきっかけとなることにも期待が寄せられた。

今回「創刊準備号」として紙媒体を発行したが、以後は、ウェブメディアに随時、新規記事を掲載していき、それらを年に2～4回、再編集し紙媒体を発行する。以って、継続的に業界の動向を記録に残し、かつ、広くコワーキング事業者の有益な資料とするべく、ウェブメディアと連携しながら刊行する。

組合名	コワーキング協同組合		
所在地	〒650-0015 神戸市中央区多聞通2-1-17-101 カフーツ内		
アドレス	<a href="https://www.coworking.coop/">https://www.coworking.coop/</a>		
T E L	078-599-5809	F A X	078-367-5590

<中央会担当職員：森田 浩恵>

## テーマ 瓦素材を活用した新商品で淡路瓦の新たな魅力を発信

### ～新たな販路開拓のための広報戦略～

これまで淡路瓦は近畿以西の比較的温暖な地域がメインターゲットであったことから、関東以東の寒冷地域には耐震性・耐風性・耐寒性の面から不向きであると思われ、現在も関東地域の建築関係者からの認知はあまり高くない。しかし、実際には技術開発により耐久性を十分に満たし、かつデザイン性に優れた新商品も数多く取り揃えており、長年のイメージ払拭が課題となっていた。

そこで、これらの技術開発や製品開発によるイノベーションの成果を国内最大級の住宅関連展示会『ジャパン・ホーム・ショー(2019年11月13日～15日開催)』に出展し、展示ブースでは瓦職人が来場者へ直に淡路瓦の魅力を伝えることで、これまで未開拓であった関東以東や海外への販路開拓を行い産地の復興を目指した。



### ～機能性とデザイン性を両立させた淡路瓦の魅力～



展示ブースはデザイナー監修のもと淡路瓦の雰囲気や醸したデザインとなっており、ブースの外観からも淡路瓦の洗練された意匠性やモダンなイメージを感じてもらえるようにブランディングを行った。また、ブース内の展示品においても主力商品である「いぶし瓦」などの屋根材をはじめ、景観材としての敷き瓦やブリック、新商品の「塀瓦ニッポン」の実物を展示し、施工事例や安全性を満たす工法の説明を記載したパネルを合わせて設置することで会場内を回遊する来場者の目を引く工夫を凝らした。

その結果、ジャパン・ホーム・ショーの開催3日間を通して約1,000名の来場者を展示ブースに集客することに成功し、淡路瓦は屋根材としての安全性や質の高さに加え、エクステリア材としても幅広いバリエーションや施工方法の優位性があるなど、独自の魅力を来場者に伝えることができた。



### ～取り組み成果と今後の課題について～



開催期間中、ブース来場者を対象にアンケート調査を行ったところ、屋根材よりも景観材に対する興味関心が性別年代を問わず高いことが分かった。また、瓦業界が課題としている阪神・淡路大震災の際の間違った報道による耐震性が低いという風評被害についても、ガイドライン工法の紹介により一定の認識改善に努めることができた。一方で淡路瓦そのものや景観材、耐震性については着実に認知が進んでいるが、今も認知度が高いとまでは言えず、また若い世代の集客も少ない。

今後は引き続きPRによる淡路瓦の認知向上と共に、幅広くニーズがあることが分かったデザイン性の高い景観材により瓦のイメージを払拭することで、若い世代からも関心を集められるアプローチ方法を検討していく。

組合名	淡路瓦工業組合		
所在地	〒656-0332 南あわじ市湊134		
アドレス	<a href="http://www.a-kawara.jp/">http://www.a-kawara.jp/</a>		
T E L	0799-38-0570	F A X	0799-37-2030

<中央会担当職員：阿部 紳司>

**テーマ 地域連携新姫路おでん種「牛頭（ごず）だんご」の名物化プロジェクト**

**ー姫路おでんの新たな名物の開発とPRー**



これまで姫路おでん協同組合は姫路市及びその周辺地域での固有の食習慣である「しょうが醤油で食べるおでん」を「姫路おでん」と命名し、姫路地方のご当地グルメとしてPRしてきました。

姫路おでんは食べ方に特徴はあるものの、具材は一般的なおでん種であったため、姫路おでんといえばと誰もが思い浮かべる新たな名物となるおでんの具の開発に取り組みました。

姫路市内にある廣峯神社でまつられている牛頭天王に着目し、廣峯神社や地元の蒲鉾メーカー「ヤマサ蒲鉾」の協力を得て、地元で親しまれている食材(牛すじ、ひねボン軟骨など)を使った「牛頭だんご」を試作開発しました。同時に地元の特産品であるレンコンを使った姫路ゆかりの武将黒田官兵衛の名を模した「かんべえレンコン棒」と合わせて広報を行いました。

**ーイベント出店やアンテナショップで「牛頭だんご」のPRー**

試作開発した「牛頭だんご」の試食を行ったところ、好評だったため、姫路でもっとも大きな食のイベントとして昨年11月に開催された「姫路食博2019」に出展し、PRを行いました。その他にも姫路ゆかたまつり、ラグビーW杯ファンゾーン(神戸市)、神戸マラソン、ひめじ地産地消フェアなど姫路市内外のイベントにPR出展することで、牛頭だんごを食べていただき、姫路の名物おでん種として定着させるよう発信しました。

今回の取組みで、全国的なおでんのイベント「静岡おでん祭2020」にも、出展予定でしたが、コロナウイルス感染拡大の影響により、残念ながら同まつりは中止となってしまいました。

また、観光客がいつでも姫路おでんを食べることができるようにJR姫路駅に設置したPRアンテナショップ「姫路おでん本舗」の一部を借用し、6月より牛頭だんご(単品)と播磨うま味三昧セットとしてテスト販売を開始し、10月からは店舗改修してメニューパネルを設置し、販売・PRの強化を図りました。さらに販路拡大のため、加盟店を対象とした試食会を3回開催しました。



そのほか、姫路おでん協同組合の公式サイトも改修し、スマホでのアクセスを容易にし、広く情報発信ができるように改善しました。

**ー牛頭だんごとかんべえレンコン棒を2大名物にー**

ご当地グルメ「姫路おでん」を生姜醤油で食べる名物おでんという食べ方だけでなく、「牛頭だんご」を廣峯神社とヤマサ蒲鉾との共同事業で開発し、市民に広くPRし、協力いただけるおでん店でも食べられるように取り組みました。

おでんの季節である冬場で、本格的にPRできるときに、コロナ禍に見舞われ、思うような展開ができませんでした。次年度は、メニュー採用加盟店を増やし、そのための課題であった、流通体制を整備し、より一層のPR・普及定着に取り組んでいきたいと思ひます。

また、「牛頭だんご」と同時に、「かんべえレンコン棒」も市民アンケートで注目され、相乗効果で今後PR展開できることになりました。

テスト販売を実施した「姫路おでん本舗」でも牛頭だんごの販売を継続し、姫路を訪れる観光客への認知度の向上に努めていきたいと思ひます。なお、JR姫路駅にある「姫路おでん本舗」はコロナウイルス感染拡大の影響で、一時休業していましたが、6月1日より営業を再開して頑張っています。お近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。



組合名	姫路おでん協同組合		
所在地	〒670-0923 姫路市呉服町48ハトヤ第一ビル5階		
アドレス	https://himejioden.jp/		
T E L	079-224-8803	F A X	079-224-1553

<中央会担当職員：内田 雅康>

**第4回 新商品・新サービス合同記者発表会(プレスリリース) 参加企業のご紹介**

令和2年8月17日(月)「第4回新商品・新サービス合同記者発表会」を開催します。

この発表会は、同事業のプレスリリースセミナーの集大成として開催するものであり、兵庫県下を含む関西の新聞社およびテレビ局をはじめとする多様な報道陣を前に、自慢の商品やサービスについてPRするものです。

本年は、23社・団体の応募の中から選ばれた

- ①株式会社昭栄(豊岡市)、②有限会社畑中義和商店(多可町)、③植物セラビあるある(伊丹市)、④まるよ促成(加東市)、⑤翔飛工業株式会社(加古川市)、⑥一般社団法人リ・ウェーブ(神戸市)、⑦菅哉物産株式会社(たつの市)、⑧あわじ里山プロジェクト(淡路島)
- (敬称略)の8社・団体が参加します。



昨年度の発表者



昨年度の発表会の様子

当日はプレスリリースポイントや作成方法を学ぶセミナー(7月1日開催)をはじめ、事前対策、個別相談会を経てブラッシュアップされた内容を発表します。

本年は、従来と同様のかたちではなく感染症拡大防止に配慮した「新しい様式」での開催となります。現在、各社・団体とも発表会本番に向けてプレスリリースの作成を含む準備の真っ最中です。

発表会の模様は次号以降にて報告いたしますので、どうぞお楽しみに。

**プレスリリースセミナー開催！ 報告**

令和2年7月1日(水)、感染症対策を実施したうえで兵庫県農業共済会館にて「プレスリリースセミナー」を開催しました。

自社の商品およびサービスをPRするには広告費等として多額のコストがかかり、中小企業者にとって大きな負担となります。このセミナーは、お金をかけずにプロモーションできる方法として効果的とされているプレスリリースを作成する方法を伝えるセミナーであり、たくさんの組合関係者および中小事業者の方が参加されました。



セミナーの様子



セミナー&事例紹介

本年は、プレスリリースを含む広報の考え方ならびにターゲットおよびコンセプトの設定方法のみならず、①飲食業、②宿泊業、③製造業、④サービス業等を例に新たな収益源(キャッシュポイント)を生み出すためのポイントの解説がありました。

また、同事業にて昨年実施した「第3回新商品・新サービス合同記者発表会」参加者より、メディアに取り上げられたことで得た大きな反響やその後の取組みについてお話しいただきました。

<事業担当職員：事業部 情報企画課 永久 歩/中橋 翔平>

中央会事業

# 国際フロンティア産業メッセ2020

THE INTERNATIONAL INDUSTRIAL FAIR 2020 KOBE



## 西日本最大級の産業総合展示会

### 2020年9月3日(木)~4日(金)

両日とも10:00~17:00  
神戸国際展示場1号館・2号館(神戸ポートアイランド)

主催：国際フロンティア産業メッセ  
2020実行委員会  
<2019年の実績>  
出展規模：520社・団体 541小間  
来場者：約30,000人

中央会事業

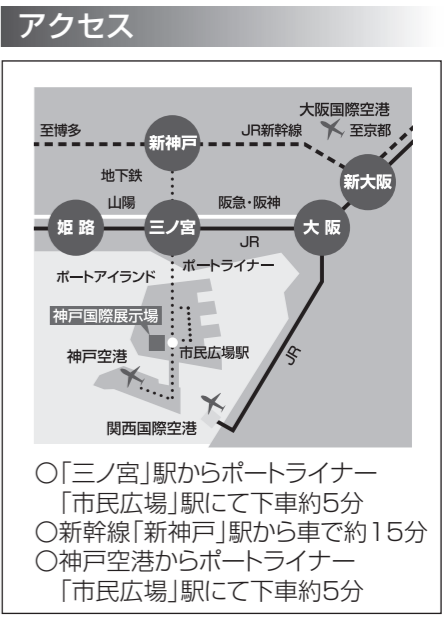
**兵庫県中小企業団体中央会と兵庫県信用組合(けんしん)は、1号館1階で16社・団体による「グループ出展」をします！**

<b>(株)甲南堂</b> ポスター、パネルなどの 販促支援ツール	<b>大和美術印刷(株)</b> 人材採用ツール作成専門の 「採用専科」	<b>(株)シカタ</b> 木工製品とその加工技術の 展示
<b>(有)Mファイン 技術サービス</b> BOX製バイオトイレ	<b>(株)ヤマキン</b> 金属加工の精密部品	<b>阪神機器(株)</b> 板金・機械加工部品、電気 機器の請負製作
<b>(株)イトデン エンジニアリング</b> 簡易移動式太陽光 蓄電カメラシステム	<b>(株)健康マルシェ</b> コールドプレスジュース	<b>マスミ鞆囊(株)</b> 歴史と実績 鞆総合メーカー マスミ鞆囊

<b>オンザロード (マルスバッグ)</b> 医療・救急・消防・防災用 オリジナルバッグ	<b>(株)ささやま ビーファーム</b> 篠山石鹸、篠山精油、 篠山蜂蜜、その他関連商品	<b>(株)AL神戸</b> ガラス系コーティング剤
<b>(株)中橋製作所</b> 刃物開発コンサルティング の事例	<b>(株)青山産業研究所</b> 除菌アルコール、 ストレススキャナー	<b>(有)アトリエケー</b> ワーキングパワースーツX
<b>播州織工業(協)</b> 抗ウイルス加工や 抗菌防臭加工等の機能繊維	<b>兵庫県 中小企業団体中央会</b> 中小企業の組合やグループ を応援します。	

兵庫県中央会	S-09 ものづくり パネル展示	S-08 (株)甲南堂	S-07 大和美術 印刷(株)	S-06 (株)シカタ	S-05 (有)Mファイン 技術サービス	S-04 (株)ヤマキン	S-03 阪神機器(株)	S-02 (株)イトデン エンジニア リング	兵庫県中小企業 団体中央会 けんしん S-01
	S-11 (株)健康マルシェ	S-12 マスミ鞆囊 (株)	S-13 オンザロード (マルスバッグ)	S-14 (株)ささやま ビーファーム	S-15 (株)AL神戸	S-16 (株)中橋製作所	S-17 (株)青山産業 研究所	S-18 (有)アトリエケー	S-19 播州織工業 (協)

兵庫県中小企業団体中央会と兵庫県信用組合(けんしん)は、県内の中小企業組合や中小企業の支援のため、出展準備を進めて来ました。  
地元開催だからできる、企業同士での連携や新たな販路の開拓をサポートします。是非、お立ち寄りください。  
新型コロナウイルスに関し、実行委員会では感染状況を慎重に観察しながら準備を進めております。但し今後新型コロナウイルスの状況次第ではやむなく中止となる可能性もございますのでご了承ください。



# 新型コロナウイルスの感染症拡大を踏まえた 総(代)会・理事会運営のポイント



中小企業組合の通常総(代)会については、中小企業等協同組合法第46条(総会の招集)及び中小企業団体の組織に関する法律第47条(準用)において、「通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度1回招集しなければならない」と規定されておりますが、今般の新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、感染拡大を防止するという観点から、総(代)会や理事会の開催方法及び定款で規定する時期に開催することが困難な場合や今後の対応についてご案内致します。

## 対応方法

### 一組合における通常総(代)会について

- 書面、電磁的方法又は代理人をもって議決権を行使できる旨を定款で定めている組合においては、これらを活用して開催することにより、当日会場に参集する本人出席者数を少なくすることが可能になります。なお、株式会社では会社法319条(株主総会の決議と省略)の規定にあるとおり、書面のやり取り(書面決議)のみの株主総会決議があったものとみなすことができますが組合については、根拠法である中協法や団体の同様の規定がないことから「書面決議だけの総会」とすることが原則認められておりません。
- 組合員は、議決権及び選挙権は平等に一個与えられており、議決権や選挙権の行使は、本人出席によるもののほか、書面又は代理人による方法をとることができるようになっています。

〇〇〇〇 組合 御中

年 月 日

住 所

氏名又は名称

委 任 状

私は、〇〇〇〇を代理人と定め下記の権限を委任します。

1. 〇〇年 〇月 〇日開催の第 〇回通常(臨時)総会に出席し、議決権(及び選挙権)を行使する一切の件

(代理権を証する書面(委任状))

〇〇〇〇協同組合

理事長 〇〇〇〇 殿

住 所

氏名又は名称

書 面 議 決 書

私は〇〇年〇月〇〇日開催の通常(臨時)総会に都合により出席できませんので、下記事項について書面をもって議決権を行使いたします。

第1号議案 〇〇年度事業報告及び決算関係書類承認の件 原案に(賛成・反対)する。

第2号議案 〇〇年度収支予算及び事業計画案の件 原案に(賛成・反対)する。

(書面議決書)

### <総会の書面・代理人の議決権行使のポイント>

- 書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使ができるのは、あらかじめ通知のあった事項に限られます。
  - 代理人の資格は、組合員の親族、使用人又は他の組合員に限られます。
  - 代理人は、定款において定めた代理しえる数を超えて組合員を代理できません。(法律上、組合員4人まで)
  - 代理人は、代理権限を証する書面を提出しなければ権利を行使することはできません。
- (※役員改選の必要がある組合については、役員を選出方法が各組合の定款により異なることから個々の対応が必要ですので中央会までご相談ください)

## 【モデル定款例】

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

- 第〇条 組合員は、第〇条第〇項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。
- 2 代理人が代理することができる組合員の数は、〇人以内とする。
- 3 組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。
- 4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

### 一組合における理事会について

- 理事会の決議については、中協法第36条の6第1項によると、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で行うとしています。しかし、平成18年の改正により、同法36条の6第4項により、定款に「理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意(あらかじめ通知されたものに限る)の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。以下、「みなし決議」という」の規定がある組合の場合、書面又は電磁的な方法で理事会の決議があったものとみなすことができます。(理事会を開催することなく、書面のみあるいは電磁的記録のみにより理事会決議を行うことができるようになりました。)

### <理事会(みなし決議)のポイント>

- 理事会(みなし決議)は、定款に定めておかなければなりません。(下記モデル定款例参照)
- 理事会決議を目的事項の提案に対して理事全員が書面又は電磁的記録により提案議案に同意した場合に限られます。
- 理事会(みなし決議)があった場合、施行規則に基づき議事録を作成しなければなりません。

## 【モデル定款例】

(理事会の決議)

- 第〇条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

## 【モデル定款例】

(理事会の議長及び議事録)

第〇条 理事会においては、以下省略

- 1 . . .
- 2 . . .
- 3 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項
- ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - ② ①の事項の提案をした理事の氏名
  - ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
  - ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項
- ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
  - ② 理事会への報告を要しないものとされた日
  - ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名



理事会議事録

様式ダウンロード 届出等各種書類はこちら

組合書式ダウンロードサービスについて 組合手続きに必要な様式集をダウンロードできるサービスページを作成しました。ぜひご利用ください。

組合様式集(分類)

- 1 組合への加入、2 脱退、3 除名、4 出資(増資)、5 総会、6 理事会、7 役員変更、8 決算に関する書式、9 行政庁に提出する書式、10 公正取引委員会、11 登記に関する書式(各種変更)、12 登記に関する書式(事務所移転)、13 登記に関する書式(役員変更)、14 解散関係、15 その他

サイト: <https://www.chuokai.com/download/>

兵庫県中央会様式ダウンロード 検索

兵庫県中央会サイトトップページより、ここをクリックすると様式集ページが表示されます

# 情報レポート

2020年7月10日集計

## 概況 県内中小企業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、製造業・非製造業ともに、依然として厳しい状況が続く

内閣府が6月19日に公表した月例経済報告で、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況にあるが、下げ止まりつつある。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、極めて厳しい状況から持ち直しに向かうことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としている。

一方、県内中小企業では、緊急事態宣言解除に伴い一部の非製造業では改善の動きが見られるものの、製造業においては営業活動自粛の影響を受けるなど、先行きの見通しが立たないとの声が多く聴かれ、より一層厳しい状況が続く。

業種	項目	景況	売上	収益	資金
製造業	景況	☔ -76%	☔ -78%	☔ -78%	☔ -59%
	資金				
非製造業	景況	☔ -89%	☔ -84%	☔ -84%	☔ -81%
	資金				
総合	景況	☔ -82%	☔ -81%	☔ -81%	☔ -70%



## 業界の声

### 製造業

**食料品**.....  
 コロナ禍の影響は長期間になると思われる。仕込の調整・加工用米の発注等の減少が売上に影響するのは必至。収束経過を見ながらの生産調整をするしかない。

### 繊維・同製品

仕事量は益々減少して、組合員のほとんどが雇用調整助成金を使って、ひと月に何回か休日をとっている。良い見通しは見えてこない。

### 鉄鋼・金属

大手からの注文で稼働している下請け企業の仕事量が激減して、すでに雇用調整を行っている所が出てきている。新型コロナウイルスの収束が、いつまでもずれ込むと少なからず影響が次第に出てくる可能性が高い。

### 一般機器

コロナウイルスの影響で案件が中断している。受注残の仕事をしているが、手持ちがなくなってきた。先付けの仕事をやっているがキャンセルにならないかと心配だ。仕事の量等を考えながら、7月から従業員の休業計画を行っている。

### 電気機器

国内自動車販売は、新型コロナウイルスの影響で受注活動が厳しく、部品調達が遅れて生産も一時停止となり、納車まで時間がかかっている事により、9ヵ月連続マイナスとなった。米国は自動車需要が穏やかに回復しつつあるが、約25%減の見込みで、自動車用部品メーカーの生産は50%~60%ダウンしている。

### その他

前月同様、コロナの影響で販売、出荷ともに減少。売り上げも減少。製造日数の短縮、営業短縮等を行う。雇用調整助成金等の申請を行っている企業もある。

### 非製造業

**卸売業**.....  
 給付金の申請や取引銀行に新たな借り入れを申し込む動きがある。緊急事態宣言が解除となっても、出勤体制や業務体制をコロナ禍前の体制に戻さず、このままコロナ禍が収まらない世の中を想定して営業をしている組合員が多い。

### 小売業

政府からの給付金で電動自転車の販売が好調で先月よりは動きが出てきた。キャッシュレス事業が終了するので景気がどうなるか不安。

### 商店街

コロナ自粛が解禁になり、少しずつだが人の行動範囲も広がりが商店街にも活気がよみがえりつつある。しかし、まだまだコロナウイルス発生以前に戻るには時間を要すると思う。「特別定額給付金」が支給され、僅少ながら個人消費は好転し効果はあるようだ。

### サービス業

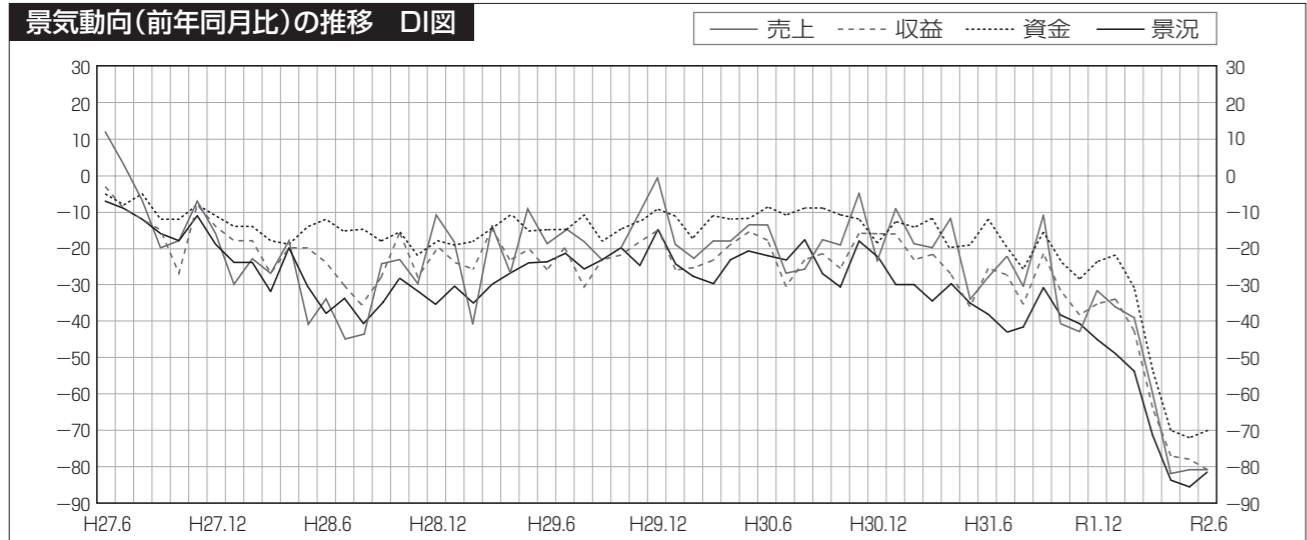
コロナ感染症、予防対策として完全予約制にして予約の間隔を空けて、お客様同士の密を避ける店が増えている。その影響で収益が下がっている。

### 建設業

新型コロナウイルス感染症拡大予防のための緊急事態宣言も解除され、徐々に通常に戻りつつあり、6月からはソーシャルディスタンスに気を付けながら、集まったの会議も再開した。

### 運輸業

商談に於いて5月と比較すると、6月は増えているが前期比較すると十分な量ではない状況だ。



## 様々な情報に 活用すべし

## < 情報発信 >

## 販促活動のIT化の必要性を発信し組合員事業の発展に寄与!!

### < 組合の概要 >

組合名	兵庫県自動車整備商工組合	業種	自動車整備業
住所	〒658-0024 兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町33	組合員数	2,242人
電話番号	078-441-1601	出資金	49,370千円
		URL	http://www.haspa.or.jp/

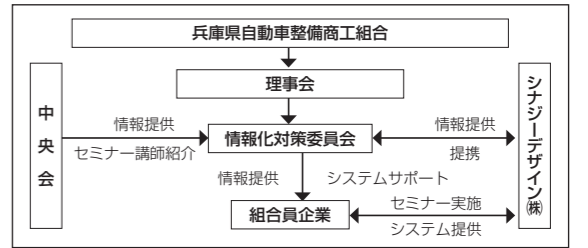
### Chapter 1

## 組合事業で欠かせないIT化、デジタル化で更なる最新の顧客フォロー、集客の仕組みを組合員に伝え、普及を目指す!!

昭和51年に事業者の経営の安定及び合理化を指導推進することを目指し、組合を設立。組合員が利用する共同経済事業をはじめ組合員全体の経営発展として指導・教育・調査研究事業などこれまで様々な活動に対し、委員会を設置し事業が行われている。

その取組みのひとつである情報化対策委員会では、高度にIT化していく環境変化に対応し、組合員の経営力を向上させるため、これまで最新情報を収集し提供してきた。インターネットが普及し始めた当初は、多くの組合員がホームページを持っておらず、無料でホームページを作成する支援を行った。また車を安全に整備するためにはメーカーの整備マニュアルを閲覧する必要があることから業界団体の中心を担う(社)日本自動車整備振興会連合会では整備事業の情報館「FAINES」を立ち上げ、全メーカー全車種の整備マニュアルをデータ化して蓄積するだけでなく、新型車・新機構の紹介、回路図、点検基準値、標準作業点数など整備に必要な様々な情報を掲載し、組合員に安全、スピーディな整備作業を可能にする情報提供に取り組んできた。

今後IT化・デジタル化が進んでいく中、当業界ではリピーターフォローが基本的な商売形態のため新規顧客の販促活動には消極的である一方、お客様に魅力的な情報を更新し続けなければ、お客様は見てくれない。今後、組合員の経営力を向上させるためには最新の顧客フォロー、集客の仕組みを組合員に伝え、普及させる必要があると考え、当事業に取り組むことになった。



### Chapter 2

## シナジードesign(株)と提携し、組合独自プランホームページ作成やツール支援など体制を構築!!

兵庫県中小企業団体中央会から紹介した自動車業界専門にホームページ作成、販促支援活動を行っているシナジードesign(株)と提携し、簡単にホームページ編集ができるホームページ作成ツール「デキテル」と車業界専門の顧客フォロー用自動ショートメール送信サービス「抱きしめーる」を組合特別プランとして組合員へ斡旋できる体制を構築した。またシナジードesign(株)の協力のもとセミナーを企画。セミナーでは業界を取り巻く現状とユーザーのライフスタイルの変化によるアプローチ方法や集客ツールとしてホームページの有効性について成功事例を交えながら、ホームページの更新作業の必要性・重要性とショートメールによる販促経費の低コスト化及びその他のメリットを紹介した。



### Chapter 3

## 組合員へのフォロー体制を整備し対応で組合員の訴求力強化並びにコスト削減などにつながる!

一連のサービスは組合員から高い評価を得ることができた。これからも「効果的なサービス訴求ができる自動発信ショートメールサービスのノウハウ」及び「更新作業ホームページサービスのノウハウ」の蓄積・情報提供を行い、組合員の訴求力強化並びにコスト削減などに寄与するベースが作れると期待している。組合でも希望組合員の支援が出来るよう普及推進マニュアルを作成、協会ホームページに掲載し、事務局スタッフならだれでも説明できる体制を整えた。マニュアルにはホームページサービスとショートメールサービスの特徴、使い方の例や導入フロー、蓄積した「効果的なサービス訴求ができる自動発信ショートメールサービスのノウハウ」及び「更新作業ホームページサービスのノウハウ」などを盛り込み、導入に向けたプロセスを丁寧に解説する等の対応を行っている。

車そのものの存在価値が大きく変わろうとしている。車の存在価値が変わると商売のあり方が変わる可能性がある。自動車メーカーの危機感も相当大きいと聞くが、組合員の危機感はまだ薄い。また今年度から自動運転車に対応するための各種法律改革が始まる。まずは今事業をさらに推進し、組合員の危機意識を醸成させながら、この大変革に組合一丸となって対応し、組合員のさらなる事業発展に貢献していく必要がある。



令和元年度組合資料収集加工事業(先進組合事例)として中小企業診断士 小林知彦先生(代表 ポロス)に調査分析頂きました。

広告

広告



**川重協力工場協同組合**

四ツ井 泰彦

〒650-8670  
神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号  
川重構内  
TEL 078-681-5171 FAX 078-681-5173

**兵庫県自動車車体整備協同組合**

中島 浩

〒651-2137  
神戸市西区玉津町出合134番地  
TEL 078-921-5820 FAX 078-921-5830

**兵庫県屋外広告美術協同組合**

喜村 謙一

〒651-0084  
神戸市中央区磯辺通1丁目1-18-601号  
カサハラ国際プラザビル6階  
TEL 078-261-9217 FAX 078-261-9219

**兵庫県板金工業組合**

吉本 一之

〒650-0004  
神戸市中央区中山手通6丁目3番7号  
TEL 078-341-3377 FAX 078-341-3731

**兵庫県電気工事工業組合**

向山 和義

〒652-0852  
神戸市兵庫区御崎本町2丁目9番7号  
TEL 078-671-3903 FAX 078-671-2370

**協同組合産団協**

荒木 基弘

〒651-2228  
神戸市西区見津が丘2丁目3番地4  
TEL 078-998-2511 FAX 078-998-2355

**協同組合 アイ・エイチ・アイ相生協力会**

江見 重人

〒678-0041  
相生市相生5292番地  
株式会社IHI相生事業所内  
TEL 0791-22-5610 FAX 0791-22-1422

**協同組合 神戸船用品センター**

門脇 嘉弘

〒650-0046  
神戸市中央区港島中町2丁目2番1  
TEL 078-302-2755 FAX 078-302-2756

**日本ケミカルシューズ工業組合**

新井 康夫

〒653-0037  
神戸市長田区大橋町3丁目1番13号  
TEL 078-641-2525 FAX 078-641-2529

**兵庫県電設資材卸業協同組合**

小林 義昭

〒652-0833  
神戸市兵庫区島上町1丁目4番18号  
TEL 078-939-4807 FAX 078-939-4853

**協同組合ボランティアチェーン 互磨の会**

裏井 宏

〒675-0053  
加古川市米田町船頭514番地の31  
TEL 079-451-7816 FAX 079-451-7823

**日本シューズ産業協同組合**

中村 吉則

〒653-0038  
神戸市長田区若松町4丁目4番1号  
アスタクエスタ南棟502  
TEL 078-642-3314 FAX 078-642-3313

**西宮管工事業協同組合**

馬場 俊一

〒662-0917  
西宮市与古道町1番10号  
TEL 0798-35-2552 FAX 0798-26-7865

**神戸中央青果卸売協同組合**

岡田 利男

〒652-0844  
神戸市兵庫区中之島1丁目1番1号  
TEL 078-671-4264 FAX 078-651-7676

**兵庫県鍍金工業組合**

高橋 宏忠

〒670-0947  
姫路市北条1080-2 フジコー株式会社内  
TEL 079-288-6353 FAX 079-288-6366

**協同組合 東西運輸サービス**

古林 良啓

〒670-0965  
姫路市東末1丁目1番地  
TEL 079-223-6000 FAX 079-288-9333

**兵庫県信用組合**

土肥 貴弘

〒650-0023  
神戸市中央区栄町通3丁目4番17号  
TEL 078-391-6025 FAX 078-330-4020

**淡路瓦工業組合**

濱口 健一

〒656-0332  
南あわじ市湊134  
TEL 0799-38-0570 FAX 0799-37-2030

**兵庫県遊技業協同組合**

平山 龍一

〒650-0012  
神戸市中央区北長狭通5丁目3番11号  
兵庫県遊技会館  
TEL 078-351-2371 FAX 078-351-5018

**協同組合尼崎工業会**

堀田 茂行

〒660-0881  
尼崎市昭通2丁目6番68号  
尼崎市中小企業センター6階  
TEL 06-6401-1074 FAX 06-6401-1419

**兵庫県環境事業商工組合**

濱上 将己

〒650-0016  
神戸市中央区橋通4丁目2-6  
セントラルハイツ神戸橋通203号  
TEL 078-351-6890 FAX 078-351-6895

**兵庫県紙器段ボール箱工業組合**

樋口 雄

〒652-0811  
神戸市兵庫区新開地5丁目1-7  
古湊ダイヤハイイツ701号  
TEL 078-341-2995 FAX 078-341-3038

**兵庫県ダイカスト工業協同組合**

大西 康久

〒651-2112  
神戸市西区大津和3-3-7  
TEL 078-974-5098 FAX 078-974-5691

**加古川卸団地協同組合**

大辻 利弘

〒675-0012  
加古川市野口町野口687番地の70  
TEL 079-425-0010 FAX 079-425-1775

**補助金・助成金公募情報のご案内**

兵庫県中小企業団体中央会では、兵庫県下の事業者様・団体様が受けられる国・県・その他（関係機関）の補助金等公募情報を兵庫県中央会サイトでご紹介いたします！

兵庫県中小企業団体中央会ホームページサイト 兵庫県中小企業団体中央会

「動く」「つなぐ」「結ぶ」で中小企業をサポート  
Hyogo Federation of Small Business Association  
兵庫県中小企業団体中央会

いますぐアクセス（補助金公募情報を案内）  
下記URLでアクセスします  
<https://www.chuokai.com/#subsidiess>

兵庫県中央会 補助金



**兵庫県手延素麺協同組合**

井上 猛

〒679-4167  
たつの市龍野町富永219番地の2  
TEL 0791-62-0826 FAX 0791-62-3838

**協同組合 兵庫県保険鍼灸師会**

藤岡 東洋雄

〒661-0976  
尼崎市潮江2丁目17番81号  
TEL 06-6470-3812~3813  
FAX 06-6470-3814

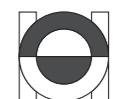


## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている 事業者の皆さまへ

当協会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の皆さまの経営に支障が生じる可能性があることから、「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置しています。新型コロナウイルス感染症に関するご相談等は、以下の各事務所・支所の相談窓口へお問い合わせください。

また、新型コロナウイルス感染症に関する経営支援・資金繰り支援の内容につきましては、当協会のホームページをご覧ください。

相談窓口		電話番号	担当地域
神戸事務所	保証相談一課	078-393-3909	神戸市東灘区、灘区、中央区
	保証相談二課	078-393-3913	神戸市兵庫区、長田区、須磨区、垂水区
	保証相談三課	078-393-3916	神戸市北区、西区、明石市、三木市
	調整相談一課	078-393-3915	神戸市東灘区、灘区、兵庫区、中央区、 (返済軽減(条件変更)等に関する事)
	調整相談二課	078-393-3924	神戸市長田区、須磨区、垂水区、北区、 西区、明石市、三木市 (返済軽減(条件変更)等に関する事)
阪神事務所	保証相談一課	06-6411-4146	尼崎市、伊丹市
	保証相談二課	06-6411-4147	西宮市、芦屋市、宝塚市、川西市、 三田市、川辺郡
	調整相談課	06-6411-4156	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、 宝塚市、川西市、三田市、川辺郡 (返済軽減(条件変更)等に関する事)
姫路事務所	保証相談一課	079-289-3611	姫路市(区部を除く)
	保証相談二課	079-289-3612	姫路市(区部に限る)、相生市、赤穂市、 宍粟市、たつの市、神崎郡、揖保郡、 赤穂郡、佐用郡
	調整相談課	079-289-3613	姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、 たつの市、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡 (返済軽減(条件変更)等に関する事)
但馬支所	0796-22-5171	豊岡市、養父市、朝来市、美方郡	
淡路支所	0799-22-4493	洲本市、南あわじ市、淡路市	
西脇支所	0795-22-6775	西脇市、小野市、加西市、丹波篠山市、 丹波市、加東市、多可郡	
加古川支所	079-424-1105	加古川市、高砂市、加古郡	



兵庫県信用保証協会  
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN  
<https://www.hosyokuyokai-hyogo.or.jp>



中小企業の挑戦を、最前線で支えつづける。



新型コロナウイルス感染症に関する商工中金の対応について

商工中金は、「新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口」を設置し、影響を受けた中小企業の皆さまの資金繰り相談等に対応しております。  
(お問い合わせ先)0120-542-711  
(平日および土日祝日 午前9時～午後5時)

神戸支店 078(391)7541 〒650-0032 神戸市中央区伊藤町111  
姫路支店 079(223)8431 〒670-0015 姫路市総社本町111  
尼崎支店 06(6481)7501 〒660-0892 尼崎市東難波町5-19-8  
商工中金ダイレクトバンキングセンター 0120(299)233  
(9:00～17:00 ※土・日・祝祭日を除く)



広告

“ひょうご”の中小企業を補償でサポート!



ひょうご共済  
兵庫県共済協同組合

WEBサイトにて各種補償制度をご紹介しています。     
 神戸市中央区下山手通6-3-28 兵庫県中央労働センター 4F TEL078-361-8080



うれしい!たのしい!! 協同組合  
兵庫社労士協同組合

理事長 西本 恭子

働き方改革で元気な職場の実現へ! ~ご相談は働き方改革の専門家 社会保険労務士へ~

神戸市中央区下山手通7丁目10番4号 (兵庫県社会保険労務士会館内)  
TEL: 078 (335) 8894 FAX: 078 (360) 4919

ISO9001 認証取得・外国人技能実習生受入事業(ベトナム・中国・タイ・フィリピン・その他)  
特定技能外国人支援事業



情報ベンチャー協同組合

代表理事 菱川 照章

〒655-0852 神戸市垂水区名谷町春日手2279-1  
TEL 078 (796) 3610 FAX 078 (796) 3620

動く! つなぐ! むすぶ! 兵庫県中小企業団体中央会

会長 中村 孝

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号  
TEL 078 (331) 2045 FAX 078 (331) 2095

めざせ! 1組合 1組合士  
~組合のあしたを拓く組合士~ 兵庫県中小企業組合士協会

会長 並河 俊夫

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県中小企業団体中央会内  
TEL 078 (331) 2045 FAX 078 (331) 2095

~組合運営の要となる事務局機能の強化と相互に緊密な連絡を目指す!~ 兵庫県中小企業組合事務局協議会

会長 山村 栄二

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県中小企業団体中央会内  
TEL 078 (331) 2045 FAX 078 (331) 2095



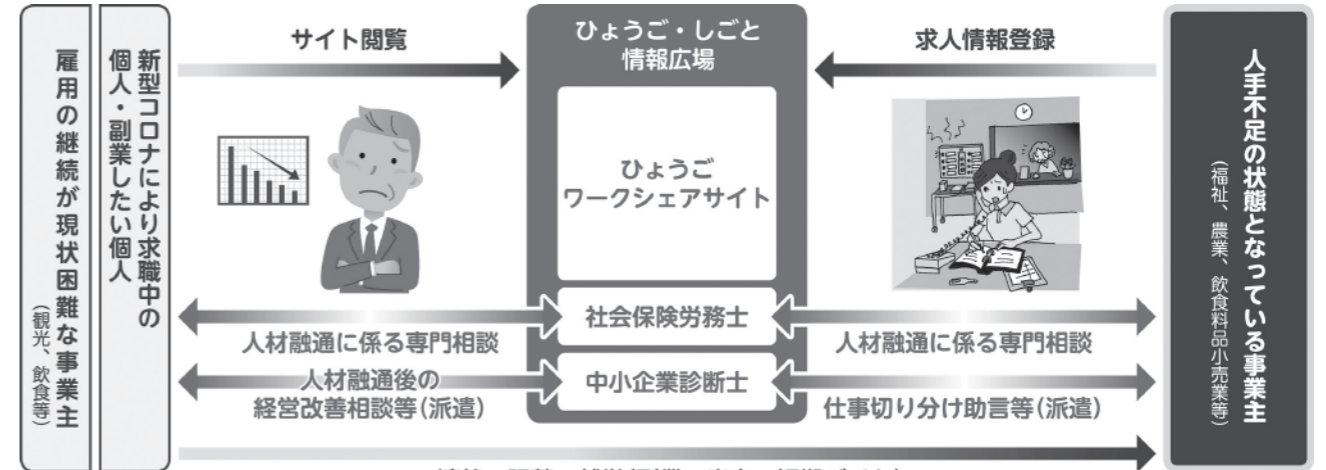
Hyogo-United Business Association 兵庫県中小企業青年中央会 (Hyogo-UBA)

会長 稗田 晴彦

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県中小企業団体中央会内  
TEL 078 (331) 2045 FAX 078 (331) 2095

ひょうごワークシェアサイトのご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員の雇用維持に苦慮されている、あるいは深刻な人手不足に直面している状況の中、兵庫県では、短期的に働きたい方々やアルバイト先が無くなり困っている方々の受入れを希望する企業等の求人情報を提供する「ひょうごワークシェアサイト」を開設しました。



連絡・調整・就労(副業・出向・短期バイト)

「ひょうごワークシェアサイト」



<利用方法>

■人手不足で人材を求めている事業主の皆さんへ

- ①求人情報「ひょうごワークシェアサイト」に登録してください。(https://www.j-hiroba.jp/jobnet/)
- ②サイトを見た事業主・個人から連絡が入った場合は、個別に交渉してください。
- ③受入が確定した場合は、ひょうご・しごと情報広場(078-360-6219)までご連絡ください。
- ④人材融通で発生する各種諸問題等の相談・助言は **無料** で社会保険労務士・中小企業診断士が対応します。

■雇用の継続が難しくなっている事業主の方や  
求職中・副業をしたい個人の方へ

- ①「ひょうごワークシェア」に掲載されている求人情報をご覧ください。
- ②求人に関心がある場合は、直接求人情報内に記載した担当者にお問い合わせください。
- ③人材融通で発生する各種諸問題等の相談・助言は **無料** で社会保険労務士・中小企業診断士が対応します。

お問い合わせは  
サイトについて  
制度について

一般財団法人兵庫県雇用開発協会 ひょうご・しごと情報広場  
TEL:078-360-6219 (平日10時~19時)  
兵庫県産業労働部労政福祉課雇用就業室雇用就労班  
TEL:078-362-3357 (平日 9時~17時)

ピンチをチャンスに!

—コロナウイルス感染症により販売自粛等を  
余儀なくされている県内事業者・団体の皆さまへ—  
販路の拡大、新規取引先の獲得にぜひご利用ください!



兵庫県の元気な企業を  
縦横無尽にマッチング!

バーチャル展示会HYOGO!は、兵庫県内の中小企業やグループの皆さまが「販路を拡大する」、「新規取引先を探す」手段として利用できるビジネスマッチングサイトです。兵庫県中小企業団体中央会が運営しています。



詳細はWEBサイトで <https://www.web-tenjikai.com/> バーチャル展示会 検索

お知らせ

お知らせ

## 新型コロナウイルス感染症対策—中小企業向け支援策—

### 持続化給付金 (国支援)

**概要** 感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付します。

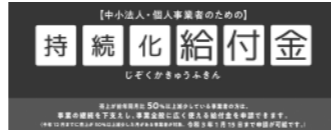
**給付対象者** 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、**主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の方々** **2020年1月～3月に創業した中小法人等・個人事業者等の方々**その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している者

**給付額** 前年の総売上(事業収入)ー(前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)  
※上記の算出方法により、法人は上限200万円以内、個人事業者等は上限100万円以内を支給。

**申請期間** 給付金の申請期間は令和2年5月1日(金)から令和3年1月15日(金)まで

**相談ダイヤル** コールセンター 0120-115-570 [IP電話専用回線] 03-6831-0613 (平日・休日9:00～17:00)

**サイト** <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



### 家賃支援給付金—手続きの更なる簡素化—



**対象者** 5月～12月において以下のいずれかに該当する中小企業、小規模事業者、個人事業者に給付金を支給します。  
(医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象)  
①いずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少  
②連続する3カ月の売上が前年同期比で30%以上減少

**給付額** (法人) 最大300万円 (個人) 最大150万円

複数店舗運営の場合(法人)最大600万円 (個人)最大350万円

**算定方法** 申請時の直近1ヵ月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] 但し100万円(月額)が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] 但し50万円(月額)が上限



**サイト** <https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>

## 兵庫県物品関係入札参加資格の登録のお願い—兵庫県—

兵庫県(新型コロナウイルス感染症対策本部 医療物資調整班)では、今後、新型コロナウイルス感染症対策のためのマスク・ガウン・フェースガード等の医療機材の調達につきましては、入札等により行う予定です。

入札等の実施時期や購入する物資については、未定ですが、本県が発注する物品・役務等の入札に参加するためには、令和2・3・4年度兵庫県物品関係入札参加資格者名簿への登録が必要となります。

なお、入札等資格を得るのは、登録申請の翌々月1日からとなります。

(1)受付期間：令和2年4月8日(水)午前9時から令和4年9月30日(金)まで

(2)資格の有効期間：毎月1日から当月末日までに電子申請し、必要書類を漏れなく郵送された場合、審査に問題がなければ、翌々月の1日から令和5年3月31日まで入札参加資格者名簿に登録されます。

(3)申請手続き：<http://www.buppin-shikaku.pref.hyogo.lg.jp/shinsei.html>

(4)登録申請操作に伴うお問い合わせは、「兵庫県物品調達ヘルプデスク」

☎：0120-554-538 受付時間：9時～12時、13時～17時

**問い合わせ先** 兵庫県 健康福祉部 健康局 業務課  
(兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 医療物資調整班)  
TEL:078-341-7711 (内線3311・3313)



お知らせ

## 兵庫県中小企業事業再開支援事業のご案内—兵庫県—

新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言対象区域の解除に伴い、社会経済活動が再開されることから、中小法人・個人事業主の皆様を対象に、従業員の労働環境確保のために取り組む接触感染や飛沫感染の拡大防止にかかる経費に補助金を支給します。

**対象** 兵庫県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主の方(NPO法人も含む)

**補助対象経費** 令和2年4月7日から令和2年9月30日の間に発注(契約)、納品、支払した感染拡大を防止するために要した経費(資材費、設備・備品購入費、改装・修繕工事費、委託費・外注費、リース料、印刷費)

**補助金額** 定額補助

	中小法人	個人事業主
県内に1事業所の場合	20万円	10万円
県内に2事業所以上の場合	40万円	20万円



**申請期間** 令和2年6月30日(火)～9月30日(水)

詳しくはこちら：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr05/jigyousaikai.html>

**問い合わせ先** 兵庫県 中小企業事業再開支援金事務局 TEL:078-361-1500 (平日9時～17時)

## 商店街感染症対策事業のご案内—兵庫県商店連合会—

商店街が行う新生活様式への対応(ひょうごスタイル)にあわせた感染症対策を支援します。

**対象事業者** 商店街・小売市場の団体、商店街連合会 (任意の商店街団体も含む)

**取組内容** ・感染症拡大防止事業(商店街が実施する共有スペース等の感染症対策)  
・クリーン商店街発信事業(感染症対策に取り組む商店街のPRや来街者への啓発)

**補助対象経費** ・感染症対策の導入経費  
(サーモカメラ、換気扇の設置、空気清浄機、クリアパーティションの購入等)  
・PR経費(啓発資材の作成(タペストリー、のぼり、ちらし等)、HPの更新等)

**補助金額** 定額補助

	補助上限額・下限額
《商店街・小売市場》	上限1,000千円 下限100千円
《商店街連合会》	上限2,000千円 下限100千円



**申請期間** 令和2年6月22日(月)～9月30日(水)

詳しくはこちら：<http://hyogo-omise.com/>

**問い合わせ先** 兵庫県商店連合会 TEL:078-341-7711 (内3565) (平日9時～17時)

## 個人住民税 個人事業税 の納税について



個人事業税は、所得税、住民税とは別に個人で事業を行う方にかかる税です。

第1期分の納期限は、**8月31日(月)**ですので、最寄りの銀行などの金融機関でお納めください。また、納税には便利な口座振替制度もぜひご利用ください。お近くの県税事務所でお申込みいただけます。

個人住民税は、県民税と市町民税をあわせて市町が課税し、徴収する税です。給与所得者と65歳以上の年金受給者は、給与や年金から特別徴収され、それ以外の方は、市町から送付される納税通知書により、原則として年4回に分けて納めていただきます。

給与所得者等以外の方の個人住民税の第2期分の納期限も、個人事業税と同じ**8月31日(月)**(市町により納期限が異なる場合があります。)になっています。

※お問い合わせはお近くの県税事務所またはお住まいの市(区)役所、町役場まで

東日本大震災の教訓を踏まえた防災施策の実施に伴い、平成26年度から令和5年度までの個人住民税の均等割の税率が年額1,000円(県民税500円、市町民税500円)引き上げられています。

兵庫県・市町